(3)　法第八十一条の二第四項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額
(4)　法第八十一条の二第九項第二号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額
(5)　保健事業に要する費用の額
(6)　その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額
ロ　当該年度における(1)から(4)までに掲げる額の合算額
(1)　法第七十四条の規定による補助金の額
(2)　法第七十五条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下この(2)において同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額
(3)　法第七十五条の二第一項の国民健康保険保険給付費等交付金の額
(4)　その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法第七十二条の三第一項の規定による繰入金を除く。）の額
第二十九条の七第二項第二号を次のように改める。
二　基礎賦課総額は、イからハまでに掲げる額のいずれかによるものであること。
イ　所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額
ロ　所得割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額
ハ　所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額
第二十九条の七第二項第三号中「世帯主に対する保険料の賦課額のうち」を「当該」に、「前号の表の上欄」を「前号イからハまで」に、「、当該」を「、世帯主の」に改め、同項第四号ただし書中「第七号本文、第八号及び第九号」を「第六号本文、第七号及び第八号」に、「第七号において」を「第六号において」に改め、同項第六号を削り、同項第七号中「第二号」を「第二号イ」に改め、同号ただし書中「第九号」を「第八号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号を同項第七号とし、同項第九号イ中「第二号」を「第二号イ及びロ」に、「次項第八号」を「次項第七号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十号を同項第九号とし、同条第三項中「法第七十六条第一項の規定により市町村が徴収する世帯主に対する」を「市町村による法第七十六条第一項の」に改め、同項第一号イ中「後期高齢者支援金等の納付に要する費用」を「国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。ロにおいて同じ。）」に改め、同号ロを次のように改める。
ロ　当該年度における(1)及び(2)に掲げる額の合算額
(1)　法第七十五条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額
(2)　その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第七十二条の三第一項の規定による繰入金を除く。）の額
第二十九条の七第四項第二号を次のように改める。
二　介護納付金賦課総額は、イからハまでに掲げる額のいずれかによるものであること。
イ　所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額
ロ　所得割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額
ハ　所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額
第二十九条の七第四項第三号中「世帯主に対する保険料の賦課額のうち」を「当該」に、「前号の表の上欄」を「前号イからハまで」に、「、当該」を「、世帯主の」に改め、同項第四号ただし書中「第六号本文、第七号及び第八号」を「次号本文、第六号及び第七号」に、「第六号において」を「次号において」に改め、同項第五号を削り、同項第六号中「第二号」を「第二号イ」に改め、同号ただし書中「第四号本文」を「前号本文」に、「第八号」を「第七号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号を同項第六号とし、同項第八号イ中「第二号イ及びロ」を「第二号イ及びロ」に改め、同号を同項第七号とし、同項第九号を同項第八号とし、同条第五項中「法第七十六条第一項の規定により市町村が徴収する世帯主に対する」を「市町村による法第七十六条第一項の」に改め、同項第一号中「並びに当該」の下に「世帯主の」を加える。
第二十九条の七の二第一項中「世帯主又は当該」を「世帯主の」に、「若しくは」を「又は」に改め、同条第二項中「市町村が」を「都道府県内の市町村とともに」に改める。
第二十九条の八中「法第七十六条第一項の規定により組合が徴収する組合員に対する」を「組合による法第七十六条第二項の」に改める。

附則第四条第一項の表中

「第二十九条の七第二項第一号イ	
給付に要する費用	給付に要する費用（支給に要する費用に係るものに限る。）
支給に要する費用	支給に要する費用（給付に要する費用（退職被保険者等に係る一部負担金に相当する額、退職被保険者等に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、特別療養費、特別の療養費、移送費、高額介護合算療養費並びに後期高齢者医療の被保険者に係る高額介護合算療養費並びに後期高齢者医療の被保険者に係る高額介護合算療養費の額（介護納付金の納付に充てるものを除く。））
合算額	合算額から法附則第何条第何項の規定により控除する調整対象基準額を控除した額（退職被保険者等において退職被保険者等に係る介護納付金の納付に充てるものを除く。）を乗じて